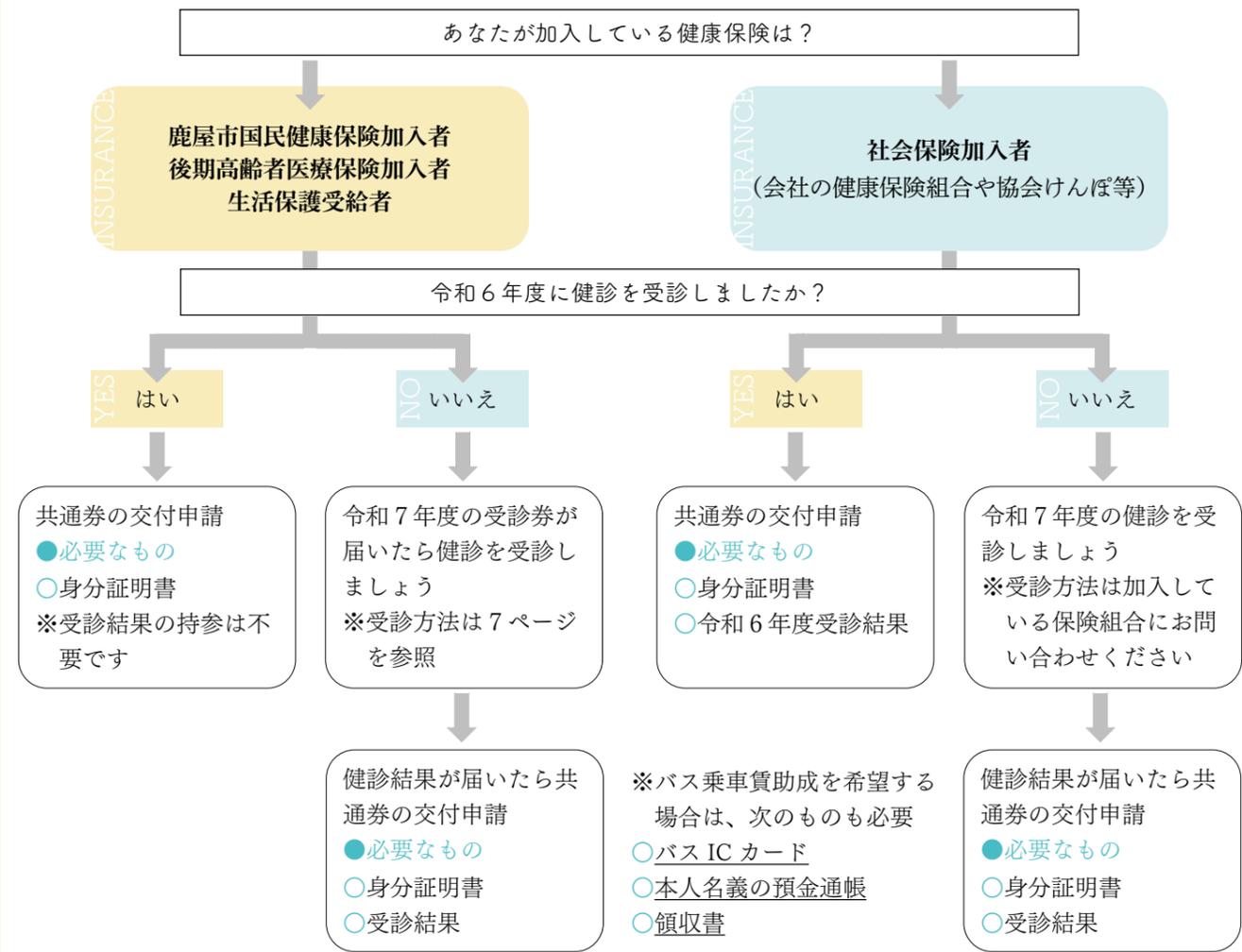


## 利用可能サービス ※取扱事業者として登録のある事業者に限る

<p><b>NEW</b> タクシー乗車料</p>  <p>● 1回 600 円分まで</p> <p><b>NEW</b> 県民健康プラザ健康増進センター（トレーニング室）</p>  <p>● 1日1回 200 円分まで</p>	<p><b>NEW</b> 補聴器の購入費用</p>  <p>● 1回 8,000 円分まで</p> <p>はり・きゅうあん摩 マッサージ施術料</p>  <p>● 1日1回 600 円分まで</p>	<p>公衆浴場・温泉利用料</p>  <p>● 利用料が 400 円未満 → 1日1回 200 円分まで</p> <p>● 利用料が 400 円以上 → 1日1回 400 円分まで</p>	<p>バス乗車賃助成</p>  <p>● 年間 5,000 円を上限に、IC バスカードの購入又は積み増し額の 2 分の 1 を助成</p>
--	--	---	---

## 高齢者福祉共通券を もらうためのステップ



## 高齢者福祉共通券がスタート!!!



## 健診で見直そう!!! 自分の身体

6月2日（月）から「高齢者福祉共通券」の交付を開始します。今回の特集ではサービスを拡充した共通券について紹介するとともに、交付要件にもなっている健診の受診や受診後のアフターケアについて紹介します。

自分や家族のためにも自分の身体と向き合ってみませんか？

問 市高齢福祉課【高齢者福祉共通券】 TEL 0994-31-1116  
市健康保険課【特定健診・長寿健診】 TEL 0994-35-1014  
市保健相談センター【一般健診（生活保護受給者）・保健指導】 TEL 0994-41-2110

## 交付要件



- 対象者（令和7年度） 次の要件に全て該当する人
- 本市に居住し、住民登録を有する 65 歳以上の人
- 令和6年度又は7年度に特定健診等を受診している人
- 交付額 8,000 円（200 円の共通券× 40 枚）
- 交付開始日 6月2日（月）
- 交付場所 市高齢福祉課、総合支所住民サービス課、出張所
- 申請に必要なもの 身分証明書、健診の受診結果
- ※「特定健診等」には特定健診のほか、長寿健診、一般健診（生活保護受給者）、職場健診、人間ドック、定期的な病院検査（血液・尿検査）を含みます。

これまで別々に実施していた「はり・きゅう施術料助成事業」、「公衆浴場利用料助成事業」、「敬老バス乗車賃助成事業」は、令和7年度から新たに利用できるサービスを拡充した「高齢者福祉共通券交付事業」に統合されます。交付には、令和6年度又は7年度に特定健診等を受診していることが必要になりますので、まだ健診を受けていない人は忘れずに受けるようにしましょう。

共通券に統合し、さらにサービスを拡充